

地方議会議員の被用者年金制度への加入について

中国部会提出

説明担当 下関市

地方議会議員年金制度は、平成の大合併により急激に財政が悪化し、平成23年6月1日をもって廃止されたが、廃止法案審議に際して衆参両院総務委員会は、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うよう附帯決議を付したところである。

総務省は、この附帯決議を踏まえ、地方議会議員のみを対象とする新たな年金制度を創設することは現実的ではないとし、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討する必要があるとしている。

地方議会議員が、安心して議員活動に専念し、また、議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠である。

よって、国においては、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保を図る観点から、地方議会議員についても、被用者年金一元化が行われる平成27年10月から、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金に加入できるようにするなど総合的な環境整備に努め、その実現を図るよう強く要望する。